

## 令和5年度「地域のつどい」提言・要望事項についてのご回答

### 1. 環境

#### (1) イコットハウス及び隣の空き地の活用について

多くのご意見が出されました。現状と今後の計画見通しについてお知らせください。

- ・イコットハウスは相当古いので建替えて、大きな建物にしてほしい。
- ・大きな駐車場とこども図書館を建設してほしい。
- ・図書館や行政の出張所など多目的な建物を作ってほしい。
- ・保土ヶ谷は歴史があるので歴史館などを作ってほしい。
- ・公園にしてもらいたい。
- ・保育園児が大勢遊びに来たり小学生が虫取りに来ますので、自然のまま残してほしい。
- ・何も無い自然こそこどもの創造力を育みます。自然を残しての開発をしてほしい。
- ・区民優先で利用できるスポーツ施設をつくってほしい。

#### <回答>

現在、イコットハウス及び広場等として利用されている「旧保土ヶ谷小学校跡地」の活用について、保土ヶ谷区としても課題と認識しています。今後の計画は現時点では決まっておりませんが、今回いただいた地域の皆様からのご意見・ご要望を関係局と情報共有し、検討を進めてまいります。

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6305 FAX：045-332-7409）

#### (2) 元保土ヶ谷一丁目交番付近の河川工事について

もう何十年も工事をしています。何の目的でいつまでどのような工事をしているのか、いつも疑問に思っています。周辺の住民だけでなく広く区民全体に広報してほしい。

#### <回答>

これまで河川工事等に時間を要し、ご迷惑をおかけしています。

今井川については、治水安全度の向上を図るため、JR横断部から保土ヶ谷橋付近まで、護岸改修を進めています。

現在、保土ヶ谷橋の手前まで護岸改修は完了しており、引き続き保土ヶ谷橋の架け替えに合わせて護岸改修を進めているところです。もうしばらく工事等に時間を要しますことにご理解をお願いします。

また、河川改修の情報につきましては、横浜市ホームページへの掲載などを通じて、区民の皆さまに対し、広く広報に努めてまいります。

#### ■今井川改修事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/kasen/shoukai/ryuiki/imaigawa.html>

道路局河川事業課（電話：045-671-3982 FAX：045-550-3490）



今井川改修事業

(3) 保土ヶ谷橋の交番跡地について

保土ヶ谷橋の交番が撤去されましたが、撤去の理由とその跡地には何が出来てどうなるのかお知らせください。

<回答>

保土ヶ谷橋交番があった保土ヶ谷町1丁目付近の国道1号については、現在、渋滞緩和を目的とし、道路拡幅及び交差点改良を行う道路改築事業を進めています。

保土ヶ谷橋交番については、交番の土地が道路改築事業に必要な用地であったため、令和4年9月末に廃止され、交番跡地は道路として整備する予定です。

なお、「一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業」の道路計画につきましては、横浜市ホームページに掲載しております。

■一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kensetsu/douro/rosen/hodogayabashi.html>



道路局建設課（電話：045-671-3526 FAX：045-663-8993）

一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業

## 2. 防災

(1) 広域避難場所の掲示板について

岩崎町の道路に設置されている広域避難場所の看板が薄れて見えなくなっています。管理番号は“7-20-037” 早く対応してほしい。

<回答>

広域避難場所の小型案内看板については、全体的に老朽化が進んでいる状況にあり、その中でも緊急性の高いものを優先し、順次修繕等の対応を行っています。

今回ご意見いただきました看板につきましては、令和5年度中に修繕を行う予定です。

総務局地域防災課（電話：045-671-2011 FAX：045-641-1677）

(2) 地域防災組織について

地域防災について行政から各種の通達が来ます。地域で大事な事はがれき撤去やトイレ問題などがありますが、地元の消防団との繋がりや家庭防災員との関係も薄い。縦割りとは言いませんが、横の連携を取って情報をおろしてほしいと思います。

<回答>

地域の防災活動については、ご指摘のとおり、がれきやトイレの問題など、様々な課題があり、担当する行政の窓口は多岐にわたります。

地域へ情報提供を行う際などは、区役所、消防署等がより一層連携して取り組んでまいります。

なお、すでに消防団や家庭防災員とも連携して取り組まれている地域も多くありますので、消防団、家庭防災員に関してご要望、ご質問等がございましたら、消防署までご連絡ください。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

保土ヶ谷消防署総務・予防課（電話：045-342-0119 FAX：045-342-0119）

（3）大災害時の水道の現況について

水道局が水道本管を耐震化したという事で、マンション等に、受水槽を撤廃して直結管にした方が良いというキャンペーンをやっています。既に直結管にしたところもあります。私の住んでいるマンションは100トンの受水槽があり一人一日3ℓとして3万人が使えます。いざという時の民間の貯蔵だと思います。保健所もいざという時の受水槽というパンフレットを出しています。大災害時に想定される水道の状況、復旧のシミュレーションについてもっと情報を開示してほしい。

<回答>

マンション等の受水槽は、水道水をいったん水槽に蓄えて、この水をポンプで各戸に給水する方式です。このため、毎年1回以上定期的に点検・清掃を行うなど、設置者による維持管理が水道水の衛生を保持する上で重要です。

横浜市では、より安全で良質な水をご利用いただけるほか、日常の維持管理の負担が軽減できる水道の直結化を推奨しています。ご意見にある「いざというとき受水槽」（平成26年発行）というパンフレットは、災害時に既存の受水槽を有効利用していただく方法を紹介した内容になっています。

また、災害時の水道の状況を想定した水道局防災計画等に基づき、復旧に向けた訓練を毎年行うとともに、災害時の機動的な応急活動につながるよう、他都市や民間業者等と協力関係のネットワークを広く構築しています。

引き続き、横浜市ホームページやパンフレットなどを活用し、広く市民の皆さまに水道の災害対策を情報提供してまいります。

■横浜市水道局の災害対策

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suidogesui/suido/torikumi/saigai/saigaitaisaku.html>



横浜市水道局の  
災害対策

【受水槽に関すること】

保土ヶ谷区生活衛生課（電話：045-334-6363 FAX：045-333-6309）

【災害時の水道復旧に関すること】

水道局総務課（電話：045-671-3106 FAX：045-212-1155）

（4）自然土手の上の大木について

①崖自体が10mくらいあり、その上にたっている30m以上の高さの木、私有地から道にかぶってきている。崖がポロポロ崩れ始めている、何とか出来ないでしょうか。

②もう一点は、家の近くで100年以上経った大木が私道の入口に横に向かって生えています。50cmほどの粘土層が掘られており根っこが宙に浮いています。次に台風や大雨が降ると、大木が崩れ落ちて10数件が家の外に出られなくなります。何とかならないでしょうか。

## <回答>

①私有地から道路にかぶさってきている樹木は、現在のところ、道路の通行に支障のない位置（建築限界：車道の上空 4.5m 以内）にあります。そのため、現時点での対応は難しいですが、樹木が道路の通行に影響を及ぼす恐れがある状況になった場合には、樹木の所有者に対し、枝の剪定をはじめ適切な管理をしていただくよう要請するなどの対応を行ってまいります。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

市民の皆さまが所有する崖地につきましては、土地の所有者等が維持管理を適正に行う必要があります。今回ご相談いただいた崖地につきましては、土砂災害警戒区域に該当していることやその状況から、関係機関とも連携を取りながら、土地の所有者等に対して崖地の適正な維持管理を依頼します。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6204 FAX：045-334-6390）

②樹木等を含む空家の管理は、所有者又は管理者が行う必要があります。適切に管理されず、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者や管理者に対して改善を指導しています。

当該案件については、所有者又は管理者に対して、いただいたご意見を伝えるとともに、樹木等の適切な管理を指導してまいります。

建築局建築指導課（電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434）

## 3. 道路・交通

### （1）天王町駅前のバス停について

天王町駅前を少し整備して頂きましたが、バス停に屋根がついてなく座るベンチもない状態です。なぜかと言うと、バス停を移動したのです。移動前はついていました。雨の日は老人の方が相鉄線の高架下で雨宿り、暑い時も高架下の日陰で待っています。新しいバス停にベンチ、雨よけ、風よけの設置をお願いします。

## <回答>

天王町バス停留所につきましては、当初、旧停留所に設置されていた上屋を移動する計画でありましたが、上屋支柱の腐食などにより再設置が困難と判断され、新停留所に設置することが不可能となってしまいました。

当停留所は、ご利用されるお客様も多数いらっしゃることから、新たな上屋及びベンチ設置に向けて、検討を進めてまいります。

交通局自動車本部営業課（電話：045-671-3189 FAX：045-322-3912）

### （2）宮田町公園そばの一方通行路について

一方通行路の出口から進入する車が多いです。指定方向外進入禁止の標識はありますが、出口に進入禁止の標識がないため進入してしまいます。進入禁止の標識を設置してほしい。

## <回答>

宮田町公園西側の交差点については、進入を防止するために、「指定方向外進行禁止」の標識を設置しています。この標識は、現在設置されている場所より、以前は手前に設置されておりましたが、標識の視認性や交通規制を明確にするため、この標識を交差点直近に移設して、一方通行の逆走防止のため、対策を講じました。

今回、ご要望いただいた「車両進入禁止」の標識は、一方通行規制の終点に設置されるという設置基準があり、標識設置要望があった箇所は一方通行規制の区間内となっており、設置基準を満たしていない状況です。

補足しますと、宮田町公園北西側の信号機のある交差点から要望場所の交差点を経て宮田町公園南側の交差点まで、一方通行の交通規制が実施されておりますが、終点である宮田町公園南側の交差点には、「車両進入禁止」の標識が設置されております。

また、宮田町公園東側の交差点から要望場所の交差点を経て国道16号まで、一方通行の交通規制が実施されておりますが、終点である国道16号には、「車両進入禁止」の標識が設置されております。

引き続き適切な交通規制を実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-335-0110）

## (3) 保土ヶ谷駅東口の通路・歩道橋について

保土ヶ谷駅東口周辺の通路・歩道橋が滑りやすく歩きにくい。JRを含めて改善を望みます。

## <回答>

現在、歩道橋の耐震補強工事に併せ、歩行者通路の表面を滑りにくいものに改善するための舗装の改修工事を行っています。工事の完了まで今しばらくお待ちください。

また、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社に対しても、個人情報を除いて、ご要望をお伝えさせていただきました。なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### ■東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社

〒220-0023 横浜市西区平沼一丁目 40 番 26 号

### ■JR東日本ご意見承りセンター

電話番号：050-2016-1651

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

保土ヶ谷区政推進課（電話：045-334-6221 FAX：045-333-7945）

## (4) 池の谷戸交差点の信号について

交差点の手前に、楠と山桜の枝が道路上へ伸びており、信号機を遮っています。6月19日、22日に環状2号線の両サイドの沿道の雑草がきれいに伐採されましたが樹木は伐採されませんでした。信号機が見えるように伐採をお願いします。

<回答>

今回のご要望を受けて、交差点手前の信号機を遮っている樹木については、9月5日に剪定を実施しました。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）



剪定前



剪定後

(5) 新井小学校前の通学路について

新井小学校前の通学路は道幅が狭く、歩道がありません。登下校時の交通事故の危険性が高い。大型車の交通量も多い。片側だけでも歩道の整備をお願いします。

<回答>

現在、歩道やガードレールが設置されていない一部の区間については、公道の幅が限られていることや、隣接する私有地の建物・敷地があるため、新たに歩道等を整備することが困難な状況ですが、車道と路肩を区分する白線の設置やその補修、自動車に対し速度を抑えてもらうためのドットラインの設置など、交通管理者である警察に相談しながら、継続的な対応を行ってまいります。

なお、隣接する土地を所有されている方から土地を提供していただける場合には、歩道やガードレールの設置などを検討してまいります。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

(6) 岩崎小学校の通学路について

夜は歩道が暗く、雨が降ると水が溜まります。長年この箇所は改修されていません。ごみ出しや岩崎小学校への通学路でもありますので、改修してほしい。

<回答>

今回のご要望を受けて、歩道の一部については、緊急的な措置として、簡易的な補修を行いました。また、本格的な水たまりの対策としては、今年度中に舗装の補修工事を行う予定です。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

#### 4. 高齢者・障がい者

- (1) 保土ヶ谷駅西口と東口のロータリーに障がい者用駐車スペースを  
現在バリアフリー化は進んでいますが、車いす乗降の場所が無く離れた場所に駐車して  
います。保土ヶ谷駅西口と東口のロータリーに障がい者用駐車スペースを設けてほしい。

#### <回答>

保土ヶ谷駅西口ロータリーにつきましては、長時間停車するための駐車場ではなく、障  
がい者の方々が「自動車の乗降が出来る場所」を整備する方向で調整を進めています。

保土ヶ谷駅東口ロータリーにつきましては、限られた空間の中でバス・タクシーの運用  
がされており、一般車両の進入が禁止されていることから、障がい者専用のスペースを設  
けられない状況にあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

#### 5. その他

- (1) 統一地方選の選挙公報について  
選挙広報が届かなかった。せめて期日前投票日より前に届けてほしい。

#### <回答>

このたびは、選挙公報をお届けすることができず、大変申し訳ございませんでした。

保土ヶ谷区では、選挙公報の配布を、新聞販売組合、ポスティング業者及びシルバー人  
材センターに委託しております。選挙公報は、公職選挙法で、選挙の投票日2日前までに  
配布するものと定められており、配布担当者には期限までに全世帯に配布するように指導  
しています。

今後は、配布担当者に対して、改めて、配布漏れが起こらないよう注意喚起をするとと  
もに、過去の選挙で配布漏れが発生した地域等の情報共有を徹底します。

また、万が一選挙公報が届かなかった際には、ご一報いただければすぐにお届けする体  
制を整えておりますので、お手数ですが保土ヶ谷区選挙管理委員会（TEL 045-334-6206）  
までご連絡ください。

選挙公報は、期日前投票の前日である選挙の公示（告示）日に候補者から原稿を受領  
し、その後、印刷、仕分け、配布担当者への配送、全世帯への配布を行っております。そ  
のため、期日前投票の開始日に配布が間に合わないのが現状です。ご不便をおかけする場  
合もあるかと存じますが、ご理解ください。

なお、期日前投票をされる際に、選挙公報をご覧になりたい場合は、横浜市選挙管理委  
員会のホームページにPDF版が掲載されておりますので、そちらをご覧いただきますよう  
お願いいたします。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6206 FAX：045-334-6390）